

特許庁からのお知らせ

1. 画像を含む意匠の関連登録事例集について

特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準案

令和2年4月1日に、特許法等の一部を改正する法律(令和元年5月17日法律第3号)が施行され、我が国意匠法において新たに画像、建築物、内装の意匠を保護できるようになりました。

画像を含む意匠の出願・登録状況については、多くの企業等の皆様から高い関心が示されています。

そこで、画像を含む意匠の意匠登録出願のうち、本意匠・関連意匠として登録されたものの中から、用途及び機能の類否について参考となる事例をまとめ、令和4年9月26日に以下のURLに示す特許庁ホームページにおいて、「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」を公開いたしました。

ぜひ、出願を検討する際や知財管理等の参考にぜひ活用ください。

(参考)



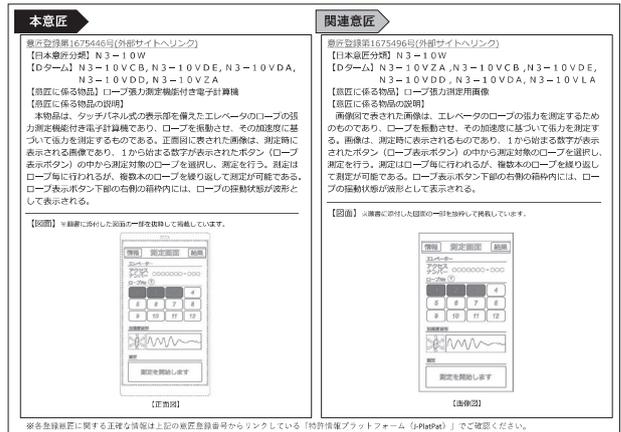
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kanren_isho.html

「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」では、本意匠と関連意匠の対比がしやすいよう、1つのページの左側に本意匠、右側に関連意匠を並べて掲載しています。

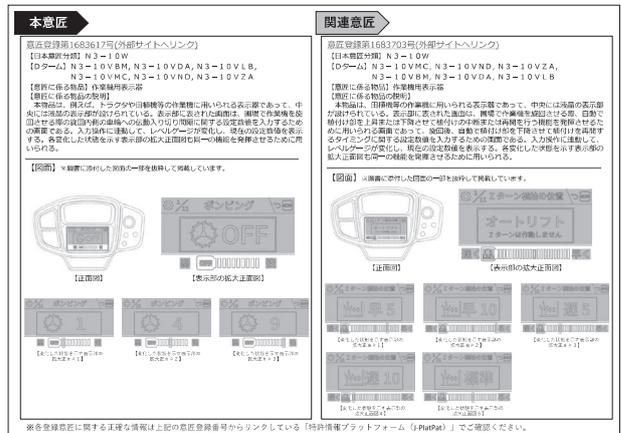
また、登録事例は、画像意匠の属する日本意匠分類N3-10W、N3-11W、N3-12Wという分類肢別に掲載しているほか、各登録事例を以下の3つの類型に分けて掲載しています。

- 1) 物品等の一部に画像を含む意匠と画像意匠の関連意匠登録事例【図1】
- 2) 物品等の一部に画像を含む意匠同士の関連意匠登録事例【図2】
- 3) 画像意匠同士の関連意匠登録事例【図3】

● 図1

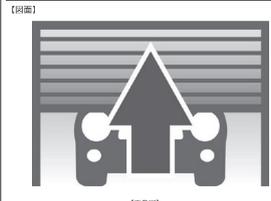
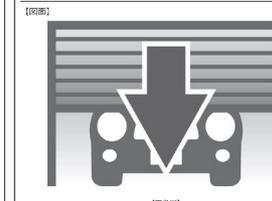


● 図2

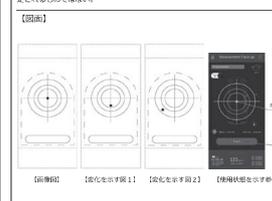
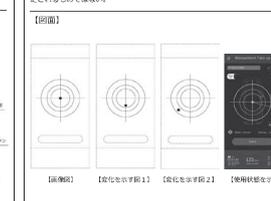


さらに、3) 画像意匠同士の関連意匠登録事例については、①「意匠に係る物品の説明」の欄の記載が異なる関連意匠登録事例、②「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄の記載が異なる関連意匠登録事例、③意匠登録を受けようとする部分が異なる関連意匠登録事例に分類し、画像意匠の用途及び機能の類否をよりわかりやすく示した掲載形式としました。

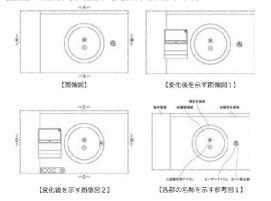
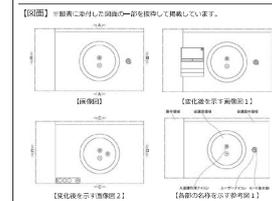
● 図3

本意匠	関連意匠
<p>意匠登録第168493号(外部サイトへリンク) 【日本特許分類】 N3-12W 【クーム】 N3-12VNC, N3-12VKA, N3-12VLA, N3-12VLD, N3-12VGD, N3-12VGA, N3-12VNC</p> <p>【意匠に係る物品】 車庫用シャッター装置用画像</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 画像中に表された画像は、車庫用シャッター装置のシャッターカーテンを閉じさせる操作のため、又はシャッターカーテンが閉じ移動していることを表示するための画像であって、車庫用シャッター装置を操作する機能を有するスマートフォン等の携帯情報端末ソフトウェアの操作画面、あるいは、操作機能がなくて画像表示機能を備えた機器に設けられている表示画面の一部、又は全体、又は略全体に表示される画像である。</p> <p>【図例】 </p>	<p>意匠登録第168494号(外部サイトへリンク) 【日本特許分類】 N3-12W 【クーム】 N3-12VGD, N3-12VKA, N3-12VLA, N3-12VNC</p> <p>【意匠に係る物品】 車庫用シャッター装置用画像</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 画像中に表された画像は、車庫用シャッター装置のシャッターカーテンを閉じ移動させる操作のため、又はシャッターカーテンが閉じ移動していることを表示するための画像であって、車庫用シャッター装置を操作する機能を有するスマートフォン等の携帯情報端末ソフトウェアの操作画面、あるいは、操作機能がなくて画像表示機能を備えた機器に設けられている表示画面の一部、又は全体、又は略全体に表示される画像である。</p> <p>【図例】 </p>

① 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載が異なる関連意匠登録事例

本意匠	関連意匠
<p>意匠登録第168392号(外部サイトへリンク) 【日本特許分類】 N3-10W 【クーム】 N3-10VZA, N3-10VNA, N3-10VMC, N3-10VBP, N3-10VB, N3-10VDA, N3-10VNB</p> <p>【意匠に係る物品】 取扱表示用画像</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 画像中に表された画像は、車両（例えば、乗用車、バス、トラック、産業用車、二輪車等）の取扱ユーザーが操作するための画像である。車両の異なる取扱部分の存在により発生した状況に応じて、画像中央のポインタが移動して表示されるため、ユーザーは、自動的に車両の異なる取扱部分の位置を認識することができる。具体的には、画像の中心にポインタが表示され、ポインタが移動して表示される。【画像例】は、車両の取扱部分（取扱部分）を示すものであり、ポインタは十字状のポインタの中心に位置する。【変化を示す図1】は、画像表示（画像）の移動を示している。【変化を示す図2】は、異なる方向から移動を行った際に異なる方向から取扱部分を表示している。車両の異なる取扱部分の異なる方向から表示されるポインタの移動を示している。ポインタの移動による画像の変化は、「変化を示す図1」および「変化を示す図2」に指定されるべきではない。</p> <p>【図例】 </p>	<p>意匠登録第168393号(外部サイトへリンク) 【日本特許分類】 N3-10W 【クーム】 N3-10VZA, N3-10VNA, N3-10VMC, N3-10VBP, N3-10VB, N3-10VDA, N3-10VNB</p> <p>【意匠に係る物品】 取扱表示用画像</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 画像中に表された画像は、車両（例えば、乗用車、バス、トラック、産業用車、二輪車等）の取扱ユーザーが操作するための画像である。車両の異なる取扱部分の存在により発生した状況に応じて、画像中央のポインタが移動して表示されるため、ユーザーは、自動的に車両の異なる取扱部分の位置を認識することができる。具体的には、画像の中心にポインタが表示され、ポインタが移動して表示される。【画像例】は、車両の取扱部分（取扱部分）を示すものであり、ポインタは十字状のポインタの中心に位置する。【変化を示す図1】は、画像表示（画像）の移動を示している。【変化を示す図2】は、異なる方向から移動を行った際に異なる方向から取扱部分を表示している。車両の異なる取扱部分の異なる方向から表示されるポインタの移動を示している。ポインタの移動による画像の変化は、「変化を示す図1」および「変化を示す図2」に指定されるべきではない。</p> <p>【図例】 </p>

③ 意匠登録を受けようとする部分が異なる関連意匠登録事例

本意匠	関連意匠
<p>意匠登録第1712812号(外部サイトへリンク) 【日本特許分類】 N3-10W 【クーム】 N3-10VNB, N3-10VBE, N3-10VDA, N3-10VFB, N3-10VLE, N3-10VNC, N3-10VZA</p> <p>【意匠に係る物品】 取扱表示用画像</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 画像中に表された画像は、スマートフォン等の携帯情報端末ソフトウェアの操作画面のスクリーンショットとして表示される。本意匠は、画像表示（画像）に示されているように、車庫用シャッター装置に設けられている。ユーザーは、画像表示（画像）に示されているように、車庫用シャッター装置の取扱部分（取扱部分）を操作することができる。【画像例】は、車庫用シャッター装置の取扱部分（取扱部分）を示している。【変化を示す図1】は、画像表示（画像）の移動を示している。【変化を示す図2】は、異なる方向から移動を行った際に異なる方向から取扱部分を表示している。車両の異なる取扱部分の異なる方向から表示されるポインタの移動を示している。ポインタの移動による画像の変化は、「変化を示す図1」および「変化を示す図2」に指定されるべきではない。</p> <p>【図例】 </p>	<p>意匠登録第1712814号(外部サイトへリンク) 【日本特許分類】 N3-10W 【クーム】 N3-10VNB, N3-10VBE, N3-10VDA, N3-10VFB, N3-10VLE, N3-10VNC, N3-10VZA</p> <p>【意匠に係る物品】 取扱表示用画像</p> <p>【意匠に係る物品の説明】 画像中に表された画像は、スマートフォン等の携帯情報端末ソフトウェアの操作画面のスクリーンショットとして表示される。本意匠は、画像表示（画像）に示されているように、車庫用シャッター装置に設けられている。ユーザーは、画像表示（画像）に示されているように、車庫用シャッター装置の取扱部分（取扱部分）を操作することができる。【画像例】は、車庫用シャッター装置の取扱部分（取扱部分）を示している。【変化を示す図1】は、画像表示（画像）の移動を示している。【変化を示す図2】は、異なる方向から移動を行った際に異なる方向から取扱部分を表示している。車両の異なる取扱部分の異なる方向から表示されるポインタの移動を示している。ポインタの移動による画像の変化は、「変化を示す図1」および「変化を示す図2」に指定されるべきではない。</p> <p>【図例】 </p>

② 「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄の記載が異なる関連意匠登録事例

事例集に収録された登録意匠に関する情報の詳細は、各ページ内の意匠登録番号からリンクしている「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」において、確認することができます。

こちらにも「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」と併せて、ご参照ください。

(参考)



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

2. 第8回意匠五庁(ID5) 会合が開催されました ～新技術への対応など意匠分野の国際協力の強化を確認～

1. 意匠五庁(ID5) とは

ID5は、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)、韓国特許庁(KIPO)の五庁による意匠分野の国際協力を推進する枠組であり、2015年に創設されました。経済の急速なグローバル化を背景に、魅力的なデザインの国際展開がますます活発となる中、世界の8割以上の意匠登録出

特許庁 総務部 国際政策課
審査第一部 意匠課

願を扱う五庁が、相互理解を深め、国際的な協力関係を強化していくことを目的としています。

2. 今次会合の主な成果

2022年10月27日及び28日、ID5年次会合がEUIPOのホストによりベルギー・ブリュッセルで開催されました。ID5に加えオブザーバーとして世界知的所有権機関(WIPO)が参加し、これまでの活動を振



野仲審査第一部長（左から二番目）と各庁代表者（写真提供：EUIPO/Nicolas Economou）

り返りつつ、メタバースなどの新技術による急速な環境変化にID5が協力して対応するとともに、「相互運用性の強化」を進めることを確認するなど、より一段と協力レベルを高めることについて合意しました。

1) 意匠制度の国際協調に向けた継続的な取組

「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」では、ID5で初めての推奨実務文書を採択し、本成果の公表について合意しました。

「公表の延期」、「意匠権侵害の救済」、「保護期間」の各プロジェクトにおいても同様に、協力の成果である最終報告書の公表について合意しました。

また、「優先権書類の電子的交換に関する研究」、「ID5統計」、「ID5推奨意匠実務に関する研究」、「ID5プロジェクト更新イニシアチブ」（「ID5の5年間のレビュー」から名称変更）、「ジョイント・コミュニケーション・アクション」、「新技術交換」、「図面要件に関するユーザーマニュアル作成」、「ID5ウェブサイト」の各プロジェクトについても今後の方針を議論しました。

2) 意匠制度の国際協調に向けた新たな取組

各庁における意匠登録表示制度の比較調査を行う

とともに、将来の五庁共通登録意匠マークの策定・運用導入も視野に入れた「登録意匠に係る表示」の他に、「メタバースにおけるデザイン保護」、「中小企業向けの図面表現に関するeラーニングプラットフォーム」、意匠審査の新規性判断における意匠の認定等を比較調査研究する「意匠の評価」を新たな協力プロジェクトとして採択しました。

3) 2022年ID5共同声明についての議論

ID5は、これまでの活動を振り返り浮き彫りとなった活動の方向性を示した共同声明と、これらの方向性を今後のID5の「目的」として追加した運用ガイドラインについて合意しました。

浮き彫りとなった活動の方向性

- ・ 様々な変化に適応できる意匠保護制度の確立
- ・ 運用実務や手続の相互運用性の強化
- ・ 高品質なサービス提供のための共同努力の実施
- ・ 幅広いユーザー層との協力拡大、ID5の協力活動により得られる成果への認知度の向上

4) ユーザーセッションの開催

業界団体・代理人団体等のユーザー代表者を対象としたユーザーセッションでは、各庁から意匠の最新状況について報告を行うとともに、ユーザーから手続のデジタル化への期待及び在宅勤務併用への課題に対する意見の発表が行われ、さらに、ID5が進める協力プロジェクトについてユーザーとの意見交換を実施しました。

3. 今後の取組

JPOは、我が国の優れた意匠が世界でより適切に保護、活用されるための環境の整備に向けて、五庁間の連携を緊密にしながら、引き続き取組を進めていきます。



ID5公式ウェブサイト

URL : <http://id-five.org/>

3. 第13回日中意匠制度シンポジウムが開催されました

特許庁 総務部 国際政策課
審査第一部 意匠課

2022年11月10日、第13回日中意匠制度シンポジウムが日本貿易振興機構(JETRO) 北京事務所、中華全国専利代理師協会の主催により北京会場とオンラインのハイブリッド形式で開催され、日中の意匠制度ユーザーなど700名以上の方が参加されました。

本シンポジウムは、日中両国の意匠制度の相互理解、ユーザーへの制度紹介及び意見交換の実施を目的として、2010年から毎年開催されています。2021年には外国居住者による日本への意匠登録出願件数において中国が第1位となったこと、中国では2021年6月1日に第四次改正専利法が施行され、また、2022年5月5日にハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入したことなどから、本シンポジウムの意義は、以前にも増して大きくなっているといえます。

JPO及びCNIPAの代表者からの開会挨拶に続き、官庁の講演では、JPOから、意匠審査・審判の最新状況、部分意匠出願における願書及び図面の記載と審査基準について紹介し、CNIPAから、ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟時の宣言事項、意匠の国際出願に関する統計情報及び審査の内容、中国を指定する際の注意点、ならびに復審手続及びその典型事例について紹介がありました。

次に、日中両国の代理人の講演では、日本弁理士から、日本の意匠制度の特徴点や使いやす点、及び日本の意匠制度における実務上の注意点等について紹介があり、中国代理人から、外国出願をする際に出願人が選択し得るルートと注意事項、各国の審査方式、及び国際出願時の注意事項等について紹介がありました。

質疑応答では、GUI、部分意匠及び国際出願に関して多く質問が寄せられ、両国の意匠制度に対する関心の高さが示されました。

最後に、主催者であるJETRO北京事務所及び中華全国専利代理師協会の代表者が、今回のシンポジウムを総括し、閉会となりました。